

安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例施行規程

令和8年4月1日

水道事業管理規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例(令和8年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(私設消火栓の設置原則)

第2条 条例第4条第3号に規定する私設消火栓は、屋外に設置することを原則とする。

(給水装置の構成及び附属用具)

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓等をもって構成するものとする。

2 給水装置には、止水栓<sup>きょう</sup>筐、メーター<sup>きょう</sup>筐その他附属用具を備えなければならない。

(貯水槽の設置等)

第4条 給水管の口径に比して、著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

(給水装置の材質)

第5条 給水装置の材質は、水が汚染され、又は漏れるおそれがなく、かつ、水圧、土圧その他荷重に対して容易に破損し、又は腐蝕<sup>しよく</sup>するおそれのないものと水道事業管理者の権限を行う理事会(以下「管理者」という。)が認めたものでなければならない。

(給水管の種類)

第6条 給水管は、鋼管、銅管、硬質ポリ塩化ビニル管、ポリエチレン管、ポリブデン管及びダクタイル鋳鉄管以外のものであってはならない。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項に掲げる種類の給水管であっても、地質の影響その他の理由によってその使用が適当でないと認めるときは、その使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は、その使用別、所要水量及び同時使用率等を考慮し、管理者が定める。

(メーターの設置に必要な装置)

第8条 水道メーター(以下「メーター」という。)の設置に必要な装置は、メーターの点検を容易に行うことができ、常に乾燥していて、かつ、損傷の危険のない箇所に水平に設け

なければならない。

(危険防止の措置)

第9条 給水装置の末端の用具及びボイラー温水器等の装置は、逆止弁を設ける等逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置は、安房郡市広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)の水道と直結しないよう受入タンク等の装置によらなければならない。ただし、やむを得ない理由があると管理者が認めた場合は、真空破壊装置を備える等、逆流防止に有効な措置を講じた装置によることができる。

3 給水管は、組合の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械等と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

(給水管防護の措置)

第10条 開きよを横断して、給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 軌道下その他電蝕又は衝撃のおそれある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又は隠蔽にかかわらず防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵食されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防蝕その他必要な措置を講じなければならない。

(給水装置工事の申込み)

第11条 条例第5条の規定による給水装置工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするとき 当該家屋又は土地所有者の承諾書若しくはこれに代わる書類

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 当該給水装置所有者の同意書又はこれに代わる書類

(給水装置工事の変更等)

第12条 給水装置工事の申込みをした者が、その工事を変更し、中止し、又は申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更・工事中止・申込取消届を管理者に提出しなければならない。

(工費表)

第13条 管理者は、管理者が施行する給水装置工事の工事費の算出基礎となる工費表を備えて一般の閲覧に供するものとする。

(工事費の算出基礎)

第14条 条例第9条第1項に規定する工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 材料費 管理者が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。
- (2) 運搬費 管理者が定める額とする。
- (3) 労力費 管理者が定める工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額とする。
- (4) 道路復旧費 管理者が定める復旧単価に復旧面積を乗じて得た額とする。
- (5) 工事監督費 管理者が定める額とする。
- (6) 間接経費 材料費、労力費及び道路復旧費の合計額に100分の20以内で管理者が定める率を乗じて得た額とする。

(工事の保証期間)

第15条 管理者が施行した給水装置工事については、しゅん工後6箇月以内にその給水装置が当該工事の<sup>か</sup>瑕疵に起因して破損したときは、管理者がこれを補修するものとする。この場合において、その費用は、組合が負担するものとする。

(指定給水装置工事事業者が施行する工事)

第16条 条例第7条第1項の規定により、指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が給水装置工事を施行しようとするときは、設計審査申請書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(しゅん工検査)

第17条 指定業者は、給水装置工事がしゅん工したときは、直ちに管理者にしゅん工検査申請書に使用材料を記入したしゅん工図を添えて提出し、その検査を受けなければならない。

2 しゅん工検査には、専属の主任技術者が立ち会わなければならない。

3 指定業者は、検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(工事の保証期間)

第18条 指定業者が施行した給水装置工事については、第15条の定めるところに準じた保証をしなければならない。

(給水装置工事の設計及び施行の基準)

第19条 給水装置の設計及び施行の基準については、この規程に定めるもののほか、別に管理者が定める基準によるものとする。

(給水契約の申込み)

第20条 条例第13条の規定により水道を使用しようとする者は、給水契約申込書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

(管理人の選定届等)

第21条 条例第15条の規定による管理人の選定及び条例第18条第2項第4号の規定による管理人の変更の届出は、管理人選定(変更)届(様式第2号)によるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の管理人になることができない。

(1) 未成年者

(2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人

(届出の様式)

第22条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 水道の使用をやめるとき 給水契約解除届(様式第3号)

(2) 給水装置の使用を変更しようとするとき 使用者(所有者)変更届(様式第4号)

(3) 給水装置の用途を変更しようとするとき 用途変更届(様式第5号)

(4) 消火栓消火演習をしようとするとき、又は消防用として水道を使用したとき 消火栓使用承認願・使用届(様式第6号)

(料金等の納期限)

第23条 料金の納期限は、水道料金納入通知書兼領収証書を発した日の属する月の25日とする。ただし、当該納期限の日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後において最も近い日曜日等でない日とする。

2 水道の使用を中止したとき、使用者が変更となったとき、その他管理者が必要と認めた

ときの料金の納期限は、前項の規定にかかわらず、その都度定めることができるものとする。

- 3 条例第10条第1項ただし書の規定により予納しなかった工事費及び条例第30条第1項ただし書の規定により申込みの際に徴収しなかった手数料の納期限は、当該工事費又は手数料の納入通知書を発送した日から15日以内の日とする。

(料金等の徴収方法)

第24条 料金及び手数料の徴収は、集金、払込み及び口座振替の方法とする。

(料金の月計算)

第25条 条例第24条に規定するメーターの点検は、水道検針票によりこれを行う。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第26条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期的に、行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(水道事業の編入に伴う経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、水道事業の廃止前の鴨川市水道事業給水条例施行規程(平成17年鴨川市水道事業管理規程第11号)、南房総市水道事業給水条例施行規程(平成18年南房総市水道事業管理規程第9号)若しくは鋸南町水道事業給水条例施行規程(平成10年鋸南町告示第69号)又は解散前の三芳水道企業団給水条例施行規則(平成10年三芳水道企業団規則第6号)(以下これらを「市町の規程及び企業団の規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に市町の規程及び企業団の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

給水契約申込書（新設・再開栓用）

年 月 日

安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長 様

住 所

申込者 フリガナ

氏 名

印

電話番号

安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、給水を受けたいので、同条例第13条の規定により給水の契約を申し込みます。

開 栓 日	年 月 日 午前 午後 時
給水装置設置場所	住所 〒 ー
使 用 者	住所 〒 ー
	フリガナ ..... 電話番号 氏名 ..... 印
給水装置所有者	住所 〒 ー
	フリガナ ..... 電話番号 氏名
納入通知書送付先	住所 〒 ー
	フリガナ ..... 電話番号 氏名
使 用 目 的	一般家庭用 病院用 事務所用 工場用 営業用 ( ) 官公庁・学校 浴場用 特定施設 その他 ( )

これより下は記入しないでください。

水 栓 番 号	口 径	メーター番号	指 針	有効期限	開栓手数料
備 考				受 付 者	領 収 印

- ・給水装置工事申請時の給水契約につきましては、開栓手数料は徴収いたしません。
- ・給水装置設置場所以外に納入通知書の送付を希望される方は、「納入通知書送付先」欄に記入してください。

様式第2号（第21条関係）

管 理 人 選 定（変更）届

設 置 場 所	番地
水 栓 番 号	用 途 共用栓 専用栓 第 号
管 理 人 の 住 所 氏 名	番地 印
管 理 人 の 住 所 (変 更) 氏 名	旧 番地 印 新 番地 印
備 考	
<p>上記のとおり給水装置使用の管理人を選定（変更）したのでお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 所有者 氏名 印</p> <p>安房都市広域市町村圏事務組合 理事長 様</p>	

給 水 契 約 解 除 届

年 月 日

安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長 様

届出者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		印

電話番号

水道の使用を中止するので、安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例第18条第1項第1号の規定により届け出ます。

閉 栓 日	年 月 日 午前 午後 時
給水装置設置場所	住所 〒 —
使 用 者	住所 〒 — 電話番号
	フリガナ
	氏名 印
給水装置所有者	住所 〒 — 電話番号
	フリガナ
	氏名
納入通知書送付先	住所 〒 — 電話番号
	フリガナ
	氏名
種 類	生活用水・営業 その他

これより下は記入しないでください。

水 栓 番 号	口 径	メーター番号	指 針	有 効 期 限	担 当 者
今 回 指 針	前 回 指 針	月 数	使 用 水 量	水 道 料 金	領 収 印
		0.5 1.0 1.5 2.0			
備 考				精 算 方 法	未 収 金
				1 現地精算（設置場所・その他：）	有 <input type="checkbox"/>
				2 口座 3 納付書	無 <input type="checkbox"/>

・給水装置設置場所以外に納入通知書の送付を希望される方は、「納入通知書送付先」欄に記入してください。

使用者（所有者）変更届

年 月 日

安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長 様

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

㊟

	電話番号	
--	------	--

使用者（所有者）を変更するので、安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例第18条第2項第1号（第2号）の規定により届け出ます。また、水道使用に当たっては、同条例を契約の内容とすることに合意します。

変 更 日	年 月 日	午前 午後	時
給水装置設置場所			
旧使用者 (旧所有者)	住所 〒 — 電話番号		
	(送付先 )		
	フリガナ		確認
氏名		㊟	
新使用者 (新所有者)	住所 〒 — 電話番号		
	フリガナ		
	氏名		㊟
氏名		㊟	
納入通知書送付先	住所 〒 — 電話番号		
	フリガナ		
	氏名		
所 有 者	住所 〒 — 電話番号		
	フリガナ		
	氏名		

これより下は記入しないでください。

旧	枝 番	顧 客 番 号	メーター番号	口 径	桁 数	用 途	有効期限
---	-----	---------	--------	-----	-----	-----	------

新	枝 番	顧 客 番 号	メーター番号	口 径	桁 数	用 途	有効期限
---	-----	---------	--------	-----	-----	-----	------

水栓番号					水道料金	領 収 印	入力確認
精 算	今回指針	前回指針	月数	使用水量			
			0.5				
			1.0				
			1.5				
			2.0				
備考					精 算 方 法	未 収 金	
					1 現地精算（設置場所・その他：）	有	<input type="checkbox"/>
					2 口座 3 納付書	無	<input type="checkbox"/>

給水装置設置場所以外に納入通知書の送付を希望される方は、「納入通知書送付先」欄に記入してください。

様式第5号（第22条関係）

用 途 変 更 届

設 置 場 所	
水 栓 番 号	
用 途 別	旧
	新
変 更 年 月 日	年 月 日
備 考	
<p>上記のとおり給水装置の用途を変更したいのでお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長 様</p>	

様式第 6 号（第22条関係）

消 火 栓 使 用 承 認 願 ・ 使 用 届

年 月 日

安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長 様

申請者 ㊟

安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例施行規程第22条第 4 号の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の区分

- (1) 消火栓を使用したい（使用しました。）。
- (2) 私設消火栓を使用したい（使用しました。）。

2 消火栓の位置

3 消火栓の使用日時

年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで

4 使用見込水量 m<sup>3</sup>

5 使用理由

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 消火用      | (6) 消防ポンプ車のポンプ洗浄 |
| (2) 防火水槽への補水 | (7) 操法訓練         |
| (3) 消火栓の点検   | (8) 操法大会         |
| (4) 消火栓の取扱訓練 | (9) その他          |
| (5) 防火訓練     | ( )              |

6 使用責任者

- (1) 氏名 \_\_\_\_\_ (2) TEL \_\_\_\_\_